

エチオピアにおける労働許可証、在留許可証の
取得、返還にかかる手続き、コストなど

(2024年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

アディスアベバ事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）アディスアベバ事務所が現地法律事務所 Mesfin Tafesse and Associates に作成委託し、2024年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Mesfin Tafesse and Associates は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Mesfin Tafesse and Associates が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課
E-mail：SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・アディスアベバ事務所
E-mail：EAD@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. 検討した法律.....	1
2. 査証、労働許可証、在留許可証の取得、返還にかかる手続き、コスト等.....	1
a) 入国・登録要件.....	1
(i) 観光ビザ (TV).....	1
(ii) ビジネスビザ.....	1
ビザ申請手続き.....	2
・観光ビザ.....	2
・ビジネスビザ.....	2
b) 労働許可証.....	3
労働許可証の発行に必要な書類.....	4
労働許可証の申請手続き.....	5
c) 滞在許可証.....	5
滞在許可申請に必要な書類.....	5
在留 ID の発行手続き.....	6
労働許可証と滞在許可証の取り消しに必要な書類.....	6
エチオピアにおける新規会社登録：手順の説明、所要時間、必要書類、事務手数料.....	7

エチオピアにおける労働許可証、在留許可証の取得、返還にかかる手続き、コストなど

1. 検討した法律

- 移民布告番号 354/2003（「移民法布告」）
- 投資に雇用される駐在員への労働許可証の発行、および駐在員からエチオピア人への知識と技能の移転の実施を規制する指令 エチオピア投資委員会の労働許可証指令（以下、「EIC 労働許可証指令」）
- 移民規則第 114/2004 号（「移民規則」）
- 出入国在留管理庁 No.516/2022（「ICS 料金規則」）が提供するサービスに対して支払うべき料金を提供するための閣僚評議会規則

2. 査証、労働許可証、在留許可証の取得、返還にかかる手続き、コストなど

a) 入国・登録要件

査証

移民法公布第 354/2003 号（「移民法公布」）は、エチオピアへの入国を希望する外国人は、(i)有効な旅券、(ii)有効な入国ビザまたは有効な滞在許可証または身分証明書（エチオピア移民局（ICS）発行）、または(iii)必要に応じて健康診断書を所持しなければならないと定めている。未成年者については、一緒に旅行する人の旅券に登録するか、一人で旅行する場合は、エチオピアで責任を負う人が必要であると法律で定められている。¹

ビザの種類

- (i) **観光ビザ (TV)**: 観光やビジネス以外の目的で入国を希望する旅行者のために、エチオピア政府が発行する電子式のシングルビザ。

要件: パスポートサイズの写真とパスポートのコピー（エチオピア入国予定日から 6 カ月以上有効なもの）。適用されるサービス料を支払うことで、延長することができる。

- (ii) **ビジネスビザ**:

- **ジャーナリストビザ (JV)**: 外国人ジャーナリスト、メディア関係者、映画製作者が、イベントの取材、報道機関のためのレポート、映画、テレビ、各種著作物の制作のために来訪する場合に発行される。

要件: パスポートサイズの写真、パスポートのコピー（エチオピア入国予定日から 6 カ月以上有効なもの）、招聘メディア機関からのサポートレター。30 日間発行され、延長されない。

¹ 移民法公布第 3 条(1-3)

- **投資ビザ (IV)** : 投資活動に従事する外国人、またはエチオピアに来て投資を希望する潜在的な投資家に対して発行される。

要件 : パスポートサイズの写真、パスポートのコピー (エチオピア入国予定日から 6 カ月以上有効なもの)、エチオピア投資委員会 (EIC) からのサポートレター、エチオピア移民局 (ICS) 宛の招聘会社による申請書、招聘会社の営業許可、最寄りのエチオピア大使館からのサポートレター (申請者が投資目的で渡航することを証明するもの)。適用されるサービス料を支払うことで、延長できる。
- **エチオピア政府機関短期業務ビザ (GIV)** : 政府機関の特定の業務を短期間遂行するためにエチオピアへの入国を希望する外国人に発行される。

要件 : パスポートサイズの写真、パスポートのコピー (エチオピア入国予定日から 6 カ月以上有効なもの)、招聘官庁または機関からのサポートレター。適用されるサービス料を支払うことで延長できる。
- **非政府組織 (NGO) 就労ビザ (NGO-WV)** : エチオピアで活動する NGO が雇用または短期赴任のために招聘される外国人に発行される。

要件 : パスポートサイズの写真、パスポートのコピー (エチオピア入国予定日から 6 カ月以上有効なもの)、招聘 NGO または機関からのサポートレター、招聘団体の登録証明書および納税者番号 (TIN)。適用されるサービス料を支払うことで延長できる。
- **ワークショップまたは会議ビザ (CV)** : エチオピア政府、教育機関 (大学、民間セクターまたは GoE が所有する組織)、国連またはその専門機関、アフリカ連合、または有名な NGO の招待により、国際会議、セミナー、またはワークショップのためにエチオピアを訪問することを希望する人に発行される。

要件 : パスポートサイズの写真、パスポートのコピー (エチオピア入国予定日から 6 カ月以上有効なもの)、ワークショップまたは会議を主催する政府または非政府機関からの招待状。延長はされない。
- **外国事業会社雇用ビザ(WV)**: 外国人が所有・運営する事業会社に雇用するためにエチオピアに入国する外国人に発給される。

要件: パスポートサイズの写真、パスポートのコピー (エチオピア入国予定日から 6 カ月以上有効なもの)、招待された組織からのサービスを要求するサポートレター (有効期限が 1 週間以上経過していないもの)、労働許可を付与したことを示す労働技能相からのサポートレター、招聘会社の営業許可証、最近延長された WV 外国人投資家従業員ビザのコピー、招聘会社の納税者番号 (TIN)。有効期限は、エチオピアへの入国予定日から起算される。適用されるサービス料を支払うことで延長できる。

ビザ申請手続き

- **観光ビザ** : evisa.gov.et でオンライン申請することができる。または、evisa.gov.et サイト内にある国からの訪問者は、到着時にボレ国際空港でビザを申請することができる。
- **ビジネスビザ** : 申請は evisa.gov.et からオンラインで行い、適用されるサービス料を支払う。

登録 : 入国後、以下の者はエチオピア移民局 (ICS) に登録されることが移民法布告で

定められている²。

- エチオピアに居住するすべての外国人³
- 到着日から 30 日以内に、ビジネスビザまたは学生ビザでエチオピアに入国し、90 日を超えて滞在しようとする外国人
- 到着日から 30 日以内に、条約およびその他の特別な法律により免除されているため、ビザなしでエチオピアに入国し、90 日を超えて滞在しようとする者

上記に基づき登録が必要な外国人は、一時的な滞在許可証が必要であり、滞在許可証発行の申請者は、エチオピアに 90 日を超えて居住または滞在する理由を示す証拠を添付しなければならない⁴。「証拠」には、雇用関係、夫婦（配偶者）関係、学業などが含まれる。従って、ビザの有効期間を超えて滞在する正当な理由があり、毎年更新が必要な一時滞在許可証を発行してもらうことが必須条件となる。

留意事項：ビザの有効期間を超えて滞ると、ビザ保持者の国籍によって、5～10 米ドルの罰金というかたちで罰則が科せられる。最近、エチオピア移民局（ICS）はまた、ビザの有効期間を超えて延長せずに滞在している観光ビザ保持者に対して、2,000 米ドルの追加罰金を科すようになった。

b) 労働許可証：

エチオピアで有効に就労しようとする外国人従業員は、労働技能省（MoLS）またはエチオピア投資委員会（EIC）から労働許可証を取得する必要がある。以下はエチオピア投資委員会（EIC）の管轄であり⁵、その他は MoLS の管轄である。

- 完全外国資本の投資
- 国内投資家と外国投資家との共同出資
- 関係法令により国内投資家として取り扱われる外国人（出身地がエチオピアでない者）の投資、および
- 国内の投資家が優遇措置の対象となり、適切な連邦機関からの営業許可を取得するために必要な地域に行く投資

ただし、ほかの政府機関から認可を受けた投資企業に雇用され、航空輸送サービス、発電、送配電サービス、通信サービスに従事する外国人は、MoLS から労働許可証が発行される。

投資家は通常、上級管理職、監督者、トレーナー、技術職、その他関連する職務に、正当な資格を有する外国人を雇用することが認められている。労働許可証は、投資家または外国人従業員の同居配偶者にも発行することができるが、同居配偶者の投資業務への適切性と資格が確認されることが条件となる。

² 移民法布告第 26 条

³ エチオピア在住の外交官、国際公務員およびその家族は対象外（移民法布告第 14 条）

⁴ 移民法布告第 26 条

⁵ EIC 労働許可指令第 3-5 条

トップマネジメントの外国人従業員に対する労働許可証の発行および更新：投資家は、最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）、取締役会長を含むトップマネジメントの地位に外国人を必要に応じて雇用することができ、企業が雇用するトップマネジメントの外国人の数は、従って、以下のとおりとする。

❖ **プロジェクト建設段階**：プロジェクトマネージャーと副プロジェクトマネージャー

トップマネジメント以外の従業員：この段階では、投資家は労働許可証を取得し、法定条件を満たすことにより、建設段階において、機械設置、監査・会計作業、監督、試運転、試験、監督者、トレーナー、メンテナンス、その他の技術的役割のために、外国人を企業に雇用することができる。

閾値：プロジェクトマネージャーと副プロジェクトマネージャーを除き、プロジェクト建設段階で企業に雇用される外国人の数は、エチオピア人の雇用者およびプロジェクトの常用職の総数の **10%** を超えてはならない⁶。ただし、企業が利益やほかの資本を再投資して拡大や改良に取り組む場合は、**15%** まで引き上げることができる。この段階では、労働許可証の発行に関して以下に規定される書類要件に加えて、企業は申請書と共に、建設現場に対する権利を裏付ける証拠を提出し、建設許可証を提示しなければならない。

❖ **プロジェクト実施段階**：この段階では、CEO またはジェネラルマネージャー、副ジェネラルマネージャー、COP、副オペレーションオフィサー、CFO、マーケティングマネージャー、および必要に応じて取締役会長を雇用することができる。

閾値：管理職を除き、この段階で企業に雇用される外国人の総数は、エチオピア人従業員総数の **10%** を超えてはならない。ただし、EIC は、例外的に多くの労働力を必要とする投資分野については、閾値を **12%** まで引き上げることができる。これらの閾値は、以下の投資に対して EIC が設定することができる：**(i)** ハイテク投資、コンサルタント投資、**(ii)** 高度な技術を有する農業投資、これらはその特殊性から労働力の集中的な投入を必要としない。

その他の段階における外国人の雇用：

❖ **修理、メンテナンス、訓練、監査業務**：機械の修理、メンテナンス、監督、訓練、監査、会計、および同様の職種を含む臨時業務に雇用される外国人に対し発行される労働許可証は、3 カ月間のみ有効である。このようにして発行された労働許可証は更新されないが、企業の責に帰すべからざる不可抗力により労働が完了しなかったことが証明された場合は、さらに 1 期間更新することができる。

労働許可証の発行に必要な書類：

一般的に、労働許可証の申請には以下の書類が必要となる。

- 記入済みの申請書
- 雇用会社による労働許可証の発行を求める申請書
- 外国人従業員の学歴証明書（公証人／裁判所により公証され、書類の発行国のエチオピア大使館により認証されたもの）、および
- 雇用企業の商業登記証明書、営業許可証、TIN 証明書の原本とコピー
- 外国人従業員のパスポートのコピー

⁶ EIC 労働許可指令第 6 条

- 有効な就労ビザ／ビジネスビザ
- 雇用契約
- 最新の給与明細のコピー
- ジェネラルマネージャー、副ジェネラルマネージャー、取締役会長に対して行われた株主総会の決議
- 外国人従業員の職務経験（公証／認証は不要）
- 代理人が申請する場合は、委任状
- その外国人のパスポートサイズの写真 5 枚、および
- 会社の印

労働許可証の申請手続き：

- **EIC**：関連書類を添付し自動生成される追跡番号を確保した上で、
www.eservices.gov.et からオンラインで申請する。その後、すべての関連書類の現物コピーを、外国人従業員の学歴証明書の原本とともに EIC に提出する必要がある。
- **MoLS**：上記の書類を添付し、[労働許可証 | 外国人 \(lmis.gov.et\)](http://lmis.gov.et) からオンラインで申請する。ただし、従業員のパスポート原本の提示も必要となるので注意すること。

🚦 **費用**：新しい労働許可証：2,000 エチオピアブル（以下、ETB）（約 40 米ドル）
更新：1,500ETB（約 25 米ドル）

c) 滞在許可証

外国人は、関係当局、EIC または MoLS から労働許可を取得した後、ICS から滞在許可を取得する必要がある。これにより、外国人は国内に有効に居住することができる。

滞在許可申請に必要な書類：

1. 記入済みの申請書
2. 滞在許可証の発行を要請する雇用企業からの申請書
3. 会社の商業登記証明書、TIN 証明書、営業許可証の原本とコピー
4. ICS 宛のサポートレター（労働技能省（MoLS）またはエチオピア投資委員会（EIC）が発行する）
5. MoLS/EIC 発行の労働許可証の原本および関連ページのコピー
6. 外国人従業員のパスポートの原本および関連ページのコピー
7. 委任状、会社の渉外担当者の身分証明書のコピー
8. 代理人が申請する場合は、パスポートサイズの写真と署名入り提出書。そうでない場合、外国人従業員はデジタル署名と写真撮影のために入国管理局に実際に行かなければならない、および
9. 有効なビジネス／就労ビザ

在留 ID の発行手続き：

- 会社はまず ICS に登録し、ICS からビザ申請やその他のサービスを受ける際に使用する固有の参照番号を発行してもらう必要がある。登録は evisa.gov.et にて、(i)申請書、(ii)営業許可証、(ii)TIN 証明書、(iii)労働許可証、(iv)滞在許可証／ビジネスビザ、ジェネラルマネージャーのパスポートのコピーを添付して行う。登録内容は変更があるたびに定期的に更新する必要があり、ICS の承認を得る必要がある。
- ICS のサービスを受けるには、委任者が申請書を ICS の会社登録セクションに提出する必要がある。そのためには、固有の参照番号、委任状、会社の営業許可証、委任者の身分証明書を提示する必要がある。

留意事項： 代理人による申請の場合、外国人従業員は滞在許可証の申請や更新、ビザの延長などのサービスを受けるために ICS に出頭する必要はない。ただし、**滞在許可証の取り消し**など特定のサービスについては、ICS に外国人従業員が出頭する必要がある。

費用： 新規滞在許可証および更新にかかる費用は 150 米ドルで、支払日の適用される為替レートに基づき ETB で支払う。30 日間のビザ延長と、滞在許可取り消し後の出国ビザ発行申請には 100 米ドルがかかる⁷。

変更の通知： 滞在許可証を発行された外国人は、登録時に提出した情報に変更が生じた場合、特に氏名、国籍、職業、配偶者の有無、勤務先または居住地の住所に変更が生じた場合、その日から 30 日以内に ICS に通知する義務を負う⁸。

労働許可証と滞在許可証の取り消しに必要な書類：

- **労働許可証：** 労働許可証の原本、労働許可証の原本、申請書、会社の委任代理人の委任状 (POA) と身分証明書が必要である。労働許可の取り消しには費用はかからない。
- **滞在許可証：** 滞在許可証の原本、EIC または MoLS 発行の労働許可証取消書の原本、申請書、会社の登記書類のコピー、POA、会社の委任代理人の身分証明書が必要である。滞在許可証の取り消しには、外国人が ICS に出頭し、出国ビザを発行される必要があり、滞在許可証の取り消しは労働許可証の取り消し日と同日に提出する必要がある。そうでない場合は、ICS に滞在許可証取消申請書を提出するまで、1 日あたり 5 米ドルの違約金が課される。

滞在許可証の取り消し手続き： 外国人従業員がエチオピアから出国する場合、出国前に以下の手順に従って労働許可証と滞在許可証を取り消す必要がある。

- EIC または MoLS に労働許可証の取り消しを申請し、滞在許可証の取り消しのための ICS 宛の取消申請書を入手する、および
- ICS に出頭し、滞在許可証の取り消しと出国ビザの発行を申請する。

⁷ ICS 料金規則の第 9 条

⁸ 移民規則 (第 114/2004 号) 第 27 条(2)

エチオピアにおける新規会社登録：手順の説明、所要時間、必要書類、事務手数料

	手順の説明	所要時間	必要書類	事務手数料 (ETB)
1	子会社登記に必要な書類の作成	1日	(A) 申請者の委任状 (B) エチオピアへの投資を承認する親会社の株主または関連機関の決議。そして (C) 子会社の MOA (基本定款) の起草	該当なし
2	原産地において会社の関連書類を認証する (I)	原産地に依存する	a.委任状 b.親会社の法人設立の公正証書 c.親会社の MOA および AOA (通常定款) またはこれに類する書類の公正証書によるコピー 会社の設立を認可する会社の権限を有する機関によって可決された公正証書による議事録	該当なし
3	文書の認証 (II)	半日	手順 1 に従って作成され、認証されたすべての書類	認証される文書ごとに 324ETB (約 6 米ドル)
4	文書の認証と登録 (III)	半日	手順 1 および 2 に従って作成され、認証されたすべての書類	認証される文書ごとに 105 ETB (約 3 米ドル)
5	投資許可申請と会社名の確認	1日券	申請者の委任状 記入済みの投資許可申請書 記入済みの会社名確認申請書 親会社の法人設立の公正証書 親会社の MOA および AOA またはこれに類する書類の公正証書によるコピー 子会社の設立を認可する親会社の権限を有する機関によって可決された公正証書による議事録 個人株主の経歴ページがある場合は、そのコピー 会社の MOA 草案 新会社のジェネラルマネージャーの有効な身分証明書またはパスポートの原本と必要なコピー ジェネラルマネージャーの委任状 ジェネラルマネージャーの有効なパスポートの該当ページのコピー	25 ETB (約 0.5 米ドル)
6	新会社の MOA 認証	半日 (公証のみ)	新会社の MOA 草案 委任状	810 ETB (約 16 米ドル)
7	会社の資本金を預けるための外国口座と現地口座の開設	1日	EIC が NBE (エチオピア国立銀行) に対して 外国 口座開設の許可を要請する書簡 商業銀行に対し、国内口座と海外口座を開設するために書かれた書簡	
8	会社の最低外国直接投資額と資本金を移転する	原産地による	新会社の銀行口座番号	
9	新会社のオフィスを賃貸契約によって賃借し、契約書を公証する	半日 (公証のみ)	a.賃貸借契約 b.契約当事者の身分証明書 (パスポート) のコピー c.賃貸人の家屋に対する所有権を証明する証拠 d.ジェネラルマネージャーの認証済み POA	10 ETB(約 0.25 米ドル)(認証される契約書のコピー1部ごと) + 賃貸価格の 0.5% (印紙税)

	手順の説明	所要時間	必要書類	事務手数料 (ETB)
10	納税者番号 (TIN) を取得する	1 日	EIC の MoR への書簡 申請者の委任状 記入済みの申請書 公正証書によるリース契約書 ジェネラルマネージャーのパスポートの該当ページのコピーと最近のパスポートサイズの写真 2 枚、および 公正証書による新会社の MOA または	無料
11	商業登記証明書、投資許可証、営業許可証の取得	半日	a)TIN 証明書番号 b)公正証書によるリース契約書 c)公正証書による MOA d)ジェネラルマネージャーの最近のパスポートサイズの写真 5 枚。 e)申請者またはジェネラルマネージャーの PoA (委任状) f)商業銀行からの、会社の引受資本金の預託を確認する確認書。	商業登録が 102ETB、 投資許可が 600ETB、 合計 702ETB(約 14 米ドル)
	合計	会社の資本が適時に移転されれば、 10 営業日		約 60 ドル (登録に伴う事務手数料)